

# 留寿都村ふるさと応援基金子育て支援奨学金の

## 7月給付分からの申請を受付いたします！

留寿都村では大学等への進学を応援するため、返済の必要がない給付型の奨学金制度を平成30年4月からスタートさせました。令和元年度給付分からは、給付対象者を拡大し実施いたします。

7月給付分からの申請受付が7月1日より始まります。

### 【奨学金の受給者の要件】

※ 受給者とは、奨学金を受給する世帯の主たる生計維持者で、世帯の代表者です。

- ① 申請の日の6か月前から引き続き村内に住所を有する者がいる世帯であること。
- ② 奨学金の受給者及び世帯全員に市町村税等の滞納がないこと。

→ 「市町村民税所得割額が非課税の世帯」以外の世帯も対象となります。

### 【奨学生の要件】

※ 奨学生とは、受給者の被扶養者であって、大学等に在学している者です。

- ① 学校教育法に規定する大学（大学院は除く）、短期大学、専修学校の専門課程（専門学校）又は一般課程、高等専門学校（第4学年又は第5学年に限る）に在学している者、又は令和元年度において新たに入学する者。
- ② 国の制度による給付型の奨学金を受けていない者。  
（貸与型の奨学金を受けている者は給付の対象となります。）



### 【給付の金額と期間】

- ① 奨学金は、奨学金の受給者に対し給付されます。

市町村民税所得割額が非課税の世帯

⇒ 月額30,000円（年額360,000円）

新設

上記以外の世帯

⇒ 月額 5,000円（年額 60,000円）

- ② 奨学金の給付期間は、奨学生の正規の就学年限となります。

**【奨学金の給付時期】**

3か月分をまとめて、  
年4回給付されます。

4月分 ~ 6月分まで	7月に給付
7月分 ~ 9月分まで	10月に給付
10月分 ~ 12月分まで	1月に給付
1月分 ~ 3月分まで	4月に給付

**【申請手続きに必要な書類】**

- ① 留寿都村ふるさと応援基金子育て支援奨学金給付申請書
- ② 在学証明書
- ③ 家庭状況調査書
- ④ 奨学生となる者及び申請者の世帯全員の住民票謄本  
(家族全員の本籍地、戸籍筆頭者及び続柄がわかるもの)
- ⑤ 村民税課税状況及び村税の納付状況調査に関する同意書



※ その他、教育委員会が必要とする書類の提出をお願いする場合があります。

①、③、⑤の様式については、留寿都村教育委員会に請求していただくか、  
村ホームページよりダウンロードして下さい。

**【申請書提出期間】**

令和元年7月1日(月) ~ 令和元年7月31日(水)まで

**【申請手続きに必要な書類】**

今年度2回目の申請をされる方

上記書類の①のみを提出してください。

平成30年度中に申請され、令和元年(平成31年)6月分までの給付決定されている方

7月1日からの申請となり、上記書類の①～⑤の全てを提出してください。

※ 上記期間以外でも随時申請書を提出できますが、奨学金の給付は申請した月分からとなります。今年度初めて申請をされる方は、上記書類の①～⑤の全てを提出してください。

※ 年度の途中で村外から転入してきた場合は、留寿都村に住民登録後6か月経過するといつでも申請ができます。

**【お問合せ先】**

留寿都村教育委員会 学校教育係 ☎ 0136-46-3321